

江別市車両運行管理業務仕様書

委託者：江別市（以下「甲」という。）

受託者：請負者（以下「乙」という。）

1 件名

江別市車運行管理業務

2 履行期間

令和6年7月1日 から 令和7年3月31日 まで

3 履行場所

江別市高砂町6番地

4 業務内容

乙は、本業務目的の達成のため以下の業務を行う。

(1)管理車両の運行

- ① 甲の指示に基づく運行計画の作成
- ② 運行計画に基づく車両の運行

(2)管理車両の整備

- ① 車両の日常点検整備
- ② 車両の洗車及び日常清掃
- ③ 車検及び定期点検整備に伴う車両の納車及び引き取り
- ④ 燃料の補給

(3)管理車両の自動車保険（任意保険）への加入

(4)管理車両の事故処理

(5)事故で必要な場合の修理及び代車手配

(6)管理業務に必要な報告書類等の作成及び提出

(7)車庫の清掃、整理・整頓、冬期間における車庫前の除雪

(8)庁用業務（別紙 参照）

5 費用負担

| 受託者負担 | 江別市負担 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・自動車保険（任意保険）の保険料・事故の際の補償、修理代 | <ul style="list-style-type: none">・車両代（車検、法定点検、税金等の諸費用及びタイヤ、エンジンオイル等消耗品代を含む）・管理車両の通常使用に伴う故障修理費用・燃料費 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料道路使用料 ・ 運転手控室にかかる諸費用 ・ 運転手の携帯電話代（江別市が貸与する） ・ 宿泊料（実費、一泊上限 9,800 円）、宿泊雑費（一泊 3,000 円）（別途支払い） |
|--|--|

6 管理車両

3台（下表のとおり）

| No. | 車種 | 用途 | 登録年月 | 登録番号 |
|-----|------------------|------|-------------|---------------|
| 1 | トヨタアルファード ハイブリッド | 多用途車 | 平成 29 年 7 月 | 札幌 349 ら 2001 |
| 2 | トヨタアルファード ハイブリッド | 多用途車 | 平成 29 年 7 月 | 札幌 353 た 2002 |
| 3 | 三菱 ローザ | 公用バス | 平成 5 年 8 月 | 札幌 22 せ 1514 |

※管理車両は年度途中に変更となる可能性あり。

※故障等により運行不可能な場合は、市が所有していない車両。

※例として、故障車両が直るまでディーラーから借り受けた車両（代車）など。

7 運行従事者

(1)配置人数は3名とし、多用途車についてはそれぞれ専任の運行従事者として運転手控室に常駐すること。

(2)運行従事者の選任にあたっては、以下の要件を満たす者を配置すること。

①使用する車両に必要な運転免許証を有していること。

②乙が直接雇用している社員であること。

③過去に官公庁または企業において幹部車両の運行業務に従事したことがある者

※公用バス運行従事者は除く

④江別市の地理に精通している者

⑤公用バスの運行従事者は、大型自動車第1種免許を取得し、かつ大型車両の運転業務経験を有していること。

(3)運行従事者の業務経歴書（顔写真入り）及び1年以内に実施された健康診断書の写しを市に提出すること。

(4)運行従事者は、本業務に適した服装を着用するなど常に容姿を正しく、親切、丁寧な対応を心がけること。

(5)乙は、常時連絡が取れるよう運行従事者に甲が用意した携帯電話を装備させること。

(6)乙は、運行従事者が、病気その他の事情により業務できない場合は、その旨を委託者に通知し、代替員をもって管理車両の運転に支障のないようにする。

(7)甲は、運行従事者について、運転・接遇等に対し技術や知識不足と判断した場合は、乙と協議の上、交代させることができる。

8 守秘義務

本業務に従事する者又はした者は、業務に関して知り得たすべての情報を漏らしてはならない。なお、本業務を退いた後も同様とする。

9 業務時間

平日（月曜から金曜日）の午前8時30分から午後5時30分までとし、内1時間は休憩時間とする（別紙1参照）。

10 休日

従業員の休日は次のとおりとする。ただし、休日に業務の委託があった場合は、平日に振替える。

①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日・日曜日

②年末年始（12月29日・30日・31日及び1月2日・3日）

11 時間外等料金

(1)1か月の業務時間は、「9 業務時間」に規定する1日の業務時間（9時間）に、1か月の平日日数を乗じて得た時間数とし、それを超えた場合、概ね一か月以内に1日（8時間）を最小単位とする車両管理日を設けることで当該勤務時間外業務時間を振りかえるものとし、当該管理日は特段の事情がない限り、「6 管理車両」に規定する車両のうち必ず1台を委託者の定める車庫で保管することとする。

(2)(1)により管理日を設定しても尚、1か月の業務時間の合計が、「9 業務時間」に規定する1日の業務時間（9時間）に、その1か月の平日日数を乗じて得た時間数を超えた場合は、その超過時間を時間外業務時間として時間外料金を別途支払うものとし、計算式は次のとおりとする。

（計算式）1時間当たり2,200円×超過時間数

(3)(2)に定める時間外業務時間が1か月に60時間を超えた場合は、60時間を超えた時間数に対して、時間外料金1時間につき550円を割り増すこととし、計算式は次のとおりとする。

（計算式）1時間当たり（2,200円+550円）×時間外業務時間のうち、60時間を超えた時間数

12 業務請負費用

運行管理業務請負費用は、以下のとおりとする。

(1)基本運行管理料

多用途車2台に係る「4 業務内容」に記載されている業務に係る経費とする。
算定にあたっては、一か月を単位とする総価契約とする。

(2)公用バス運行管理料

公用バスに係る「5 業務内容(1)~(6)」に記載されている業務に係る経費とする。
算定にあたっては、一日を単位とする単価契約とする。

13 管理車両の引渡し・返還

管理車両の引渡しは、甲の指定する場所において、甲乙立会の上、契約開始日に管理車両ごとの現状を確認することにより行う。

本契約終了日には、甲乙立会の上、引渡し時と同様に管理車両の返還を行う。

運行従事者等は、管理車両を常に清潔に保ち、車内外の部品・装備についても汚損、破損することのないよう最善の注意を払うこと。

14 運行の指示及び実施

(1)甲は、原則として前週金曜日までに運行管理者に対して翌週の運行予定を指示する。
ただし、前週の金曜日が運行除外日にあたる場合には、その前営業日とする。

(2)甲は、運行予定指示後に追加予定が入った場合または変更が生じた場合には、電話等により追加・変更内容を連絡する。

(3)乙は、運行予定に基づき運行計画を作成すること。作成にあたっては、経路のほか目的地の乗降位置、待機場所等を調査確認すること。内容に疑義等がある場合は、乙が依頼課の担当者と事前に協議すること。

(4)乙は、管理車両の運行状況について、運行日誌等により照合・確認を受けること。

15 事故等

乙は、管理車両について、人的損害、対物損害及び車両自損等の事故が生じた場合には、関係法令に基づいた措置を講ずるとともに、直ちにその状況を甲に報告すること。

管理車両にかかる事故対応等については以下のとおりとする。

(1)補償の分担

甲は、自動車損害賠償責任保険の範囲内で賠償責任を負う。

乙は、自動車損害賠償責任保険以外のすべての賠償責任を負う。

(2)修理

管理車両に修理が必要となった場合は、乙は甲に報告の上、修理を行うこと。

(3)代替車の提供

事故等により管理車両が使用できない場合には、乙が代替車を用意し（管理車両と同等程度以上の車両）を遅滞なく甲へ提供すること。

16 自動車保険（任意保険）

乙は、補償について以下の程度以上とし、第三者（搭乗者を含む）に及ぼした損害も対象とするとともに、自動車保険（任意）の加入状況を確認できる図書の写しを、本契約期間開始日までに甲に提出すること。

- (1)車両保険 時価
- (2)対人賠償 無制限
- (3)対物賠償 無制限

17 運転手控室

甲は、乙に対し運転手控室（バス車庫一室）の使用を許可する。

運転手控室の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1)運転手控室及び備品を業務以外の目的に使用してはならないこと。
- (2)運転手控室を改造または加工してはならないこと。
- (3)契約終了時は、原状回復するものとする。

18 報告書類の提出及び支払

(1)運行日報

運行管理者は、運行日報を翌営業日までに甲に提出すること。

(2)支払方法

乙は、運行月報を作成し、甲に対し請求書とともに提出する。

支払は実績に基づく毎月払いとし、乙からの請求を受け処理をする。

ただし、その他割増における実費分等については、その支出を証する書類を添付して請求した時を持って支払うものとする。

19 本業務履行にあたっての留意事項

- (1)乙は、常に運行従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (2)運行従事者は、道路交通法等関係法令を遵守し、車両の安全運転に努めること。
- (3)乙は、労働基準法、最低賃金法その他の労働基準関係法令を遵守すること。

20 疑義の決定等

この仕様について疑義の生じたとき、または、本仕様書に定めのない事項については、甲乙双方が協議の上決定する。